

熊本県公報

目次

告示	海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定の廃止	(河川課)	一
	海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定	(")	一
	くまもと県民交流館総合情報システムの購入に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(用度課)	三
	木材業者及び製材業者の登録	(林業振興課)	四
	木材業者及び製材業者の書き換え	(")	四
	木材業者及び製材業者の抹消	(")	五
	指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	六
公 告	財務会計オンライン端末装置の借入れに係る一般競争入札の実施	(会計課)	六
	開発行為に関する工事の完了	(建築課)	八
	地籍調査成果の認証	(農村整備課)	八
	肥料登録有効期間更新	(経営技術課)	八
	くまもと県民交流館総合情報システムの購入に係る一般競争入札の実施	(用度課)	八
	換地計画の決定	(農地建設課)	一〇
	県営土地改良事業計画変更	(農村計画課)	一〇
	平成十三年度林業種苗生産事業者講習会の開催	(森林整備課)	一〇
	平成十三年度における熊本県水産業改良普及員資格試験の実施	(水産振興課)	一一

登 載 依 頼
 幼児教育振興対策協議会の会議の開催
 (幼児教育振興対策協議会) 一一

告 示

熊本県告示第八百五十六号
 昭和三十三年五月三十日熊本県告示第三百三十四号(海岸法第三条の規定に基づく海岸保全区域の指定)のうち、八代海桂原海岸の項は削る。
 平成十三年十一月九日
 熊本県知事 潮谷 義子

熊本県告示第八百五十七号
 海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条第一項の規定に基づき、左記区域を海岸保全区域に指定する。なお、図面は、熊本県土木部河川課及び熊本県宇城地域振興局にて縦覧に供する。
 平成十三年十一月九日
 熊本県知事 潮谷 義子

沿岸名	海岸名	事項	説 明
八代海	桂原	区域の位置	起点 宇土郡不知火町大字長崎字千鳥潟一〇〇五一―地先 終点 宇土郡不知火町大字永尾字二本松一―三五地先 延長 一、三六五・〇メートル
		基点の位置	点一号 不知火町大字長崎字柴尾三等三角点(柴尾山)から一三二度三分一七秒 二、五五二・〇四六メートルの点 点一号における後視三角点柴尾山三五五度八分〇秒 二七・二二七メートルの点 点二号における点一号との内角八八度一四分三〇秒 三五・八九〇メートルの点 点三号における点二号との内角二〇三度二八分三〇秒 一一五・一二一メートル

点十七号	点十六号	点十五号	点十四号	点十三号	点十二号	点十一号	点十号	点九号	点八号	点七号	点六号	点五号
点十六号における点十五号との内角二〇五度八分三〇秒 一六八・〇八四メートルの点	点十五号における点十四号との内角二四四度二分二〇秒 一一六・三五四メートルの点	点十四号における点十三号との内角一七一度四分三〇秒 五〇・七〇四メートルの点	点十三号における点十二号との内角二二〇度五四分五〇秒 三八・六八四メートルの点	点十二号における点十一号との内角一八九度七分一〇秒 二四・六五三メートルの点	点十一号における点十号との内角八四度九分五〇秒 三六・六二五メートルの点	点十号における点九号との内角一〇七度四分三〇秒 五・四九二メートルの点	点九号における点八号との内角三三一度一分一〇秒 三八・六九二メートルの点	点八号における点七号との内角一六五度四五分一〇秒 五三・二八五メートルの点	点七号における点六号との内角一五九度四七分五〇秒 五三・九四八メートルの点	点六号における点五号との内角一四七度三〇分五〇秒 四一・〇九三メートルの点	点五号における点四号との内角二九二度八分二〇秒 一九・九三四メートルの点	点四号における点三号との内角二九二度八分二〇秒 一九・九三四メートルの点

陸域幅境界線	点二号から点二十二号までの各点を順次直線で結んだ
点十八号	点十七号における点十六号との内角一七〇度五三分二〇秒 四三・二六六メートルの点
点十九号	点十八号における点十七号との内角一七一度五一分四〇秒 二八・八七五メートルの点
点二十号	点十九号における点十八号との内角一五一度二分二〇秒 一一三・六六三メートルの点
点二十一号	点二十号における点十九号との内角一九六度一分三〇秒 四五・二〇三メートルの点
点二十二号	点二十一号における点二十号との内角一一三度一九分一〇秒 五四・六八四メートルの点
イ点	点一号における点二号との内角一七八度三九分〇秒 一三・八六二メートルの点
ロ点	イ点における点一号との内角一〇一度七分三〇秒 四・七六三メートルの点
ハ点	ロ点におけるイ点との内角二四一度五〇分三〇秒 七・三九五メートルの点
ニ点	ハ点におけるロ点との内角九九度八分三〇秒 二八・九五〇メートルの点
ホ点	ニ点におけるハ点との内角一七二度二八分一〇秒 一九九・六二二メートルの点
ヘ点	ホ点におけるニ点との内角一九一度五〇分三〇秒 二七二・六〇七メートルの点
ト点	ヘ点におけるホ点との内角一五六度五〇分二〇秒 一五九・〇二七メートルの点
チ点	ト点におけるヘ点との内角二三一度四九分四〇秒 二三七・六二二メートルの点

水域幅境界	イ点からチ点までの各点を順次直線で結んだ線
陸域幅	〇メートル～五〇メートル
水域幅	二六メートル～一五〇メートル
保全区域	陸域幅境界線と水域幅境界線とはさまれた区域
区域幅	総幅四七メートル
区域面積	水域面積 一九、三七二・七八平方メートル 陸域面積 四五、二八二・四三平方メートル

熊本県告示第八百五十八号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 一 調達物品及び数量 くまもと県民交流館総合情報システム 一式
- 二 競争入札の参加者の資格
 - 物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十一年熊本県告示第三百八十六号。以下、「審査要領」という。）によるが、詳しくは、以下のとおりとする。
 - 1 競争入札に参加することができない者
 - 一 地方自治法施行令第六十七条の四第一項の規定に該当する者
 - 二 資格審査の申請書を提出するときまでに県税を完納していない者
 - 三 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があつた後二年を経過していない者（その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - 1 契約の履行に当たり、故意に物品の製造若しくは修理を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - 2 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - 4 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
 - 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかつた者

三 入札を希望する者の資格審査申請の方法

- 1 申請の方法
 - 熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に次の書類を添付し、直接提出するものとする。ただし、やむを得ない場合は、郵送による提出も認めるが、この場合は、書留郵便に限る。
 - なお、すでに参加資格を有している者は、申請の必要はない。
 - 一 定款
 - 二 商業登記簿謄本（個人にあつては、身元証明書、登記事項証明書及び営業証明書）
 - 三 審査基準日直近の事業年度の決算における財務諸表（法人の場合は、貸借対照表、損益計算書及び利益処分に関する書類。個人の場合は、貸借対照表及び損益計算書。）
 - 四 営業経歴書
 - 五 印鑑証明書
 - 六 最近一年間の県税に係る納税証明書（都道府県税、ただし熊本県内に営業所等を有する者は、熊本県民税、事業税、自動車税、消費税及び地方消費税。なお、都道府県税が課税されていない者は、その旨の証明書。）
 - 七 販売代理（特約）店証明書
 - 八 営業に関し、許可、認可等を必要とする場合には、許可、認可等を得たことを証明する書類
 - 九 支店長その他の者に入札の参加、契約の締結、代金の請求及び受領等の権限を委任する場合は、委任状
- 2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
 - 熊本県出納局用度課契約係
 - 郵便番号八六二〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号（郵便番号八六二一八五七〇とした場合は、住所の記載は省略できる。）

電話 〇九六一三八三十一一一 内線六三四五、六三四六、六三三八

3 資格審査申請書の受付期間

平成十三年十一月九日から平成十三年十二月六日まで(県の休日を除く。)とする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

四 参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続

1 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成十五年九月三十日までとする。

2 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要領に基づく入札参加資格の申請の受付を平成十五年七月一日から平成十五年七月三十一日まで行う。

五 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

熊本県告示第八百五十九号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十四年熊本県条例第三十六号)第五条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり登録した。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者の登録)

登録年月日	登録番号	住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	業 態	主な取扱材	摘要
平成十三年 八月三十一日	A一〇三九〇	人吉市願成寺町六〇六一五 有限会社人吉造園 代表取締役 蓑田 道行	木材売買	素材 製品	新規
平成十三年 九月 七日	A一〇三九一	球磨郡錦町大字木上西九七一 グリーンマルナカ有限会社 代表取締役 中山 正明	素材生産 木材市場 木材卸売 木材小売	素材 製品	新規

(製材業者の登録)

登録年月日	登録番号	住所及び氏名 (法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)	原 動 機 発 動 別 キ 口 ワ ッ ト 所 在 地	業 態	主な取扱材	摘要
平成十三年 九月 七日	B一〇一三三三	球磨郡錦町大字木上西九七一 グリーンマルナカ有限会社 代表取締役 中山 正明	電 力 錦 町	自営製材 賃びぎ製材 加工その他	一般用材	新規

熊本県告示第八百六十号

熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十四年熊本県条例第三十六号)第七条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり書き換えた。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮 谷 義 子

(木材業者登録の書き換え)

平成十三年 九月 二十五日	A〇二〇四八	熊本市平山町三〇五二 熊本木材株式会社 代表取締役 桑原 邦夫	熊本市平山町三〇五二 熊本木材株式会社 代表取締役 桑原 浩三	代表者変更
平成十三年 九月 五日	A〇七一六三	上益城郡矢部町大字下馬尾三二五 緑川森林組合 代表理事組合長 廣津 良和	上益城郡矢部町大字下馬尾三一五 緑川森林組合 代表理事組合長 甲斐 利幸	任期満了による役員改選
平成十三年 七月 十九日	A〇九〇七四	葦北郡芦北町芦北二五九二一七 松井 國紀	葦北郡芦北町芦北二五九二一七 松井 龍文	代表者交替

(製材業者登録の書き換え)

平成十三年 九月 二十五日	B〇二〇六〇	熊本市平山町三〇五二 熊本木材株式会社 代表取締役 桑原 邦夫	熊本市平山町三〇五二 熊本木材株式会社 代表取締役 桑原 浩三	代表者変更
---------------	--------	---------------------------------------	---------------------------------------	-------

熊本県告示第八百六十一号
熊本県木材業者及び製材業者登録条例(昭和三十四年熊本県条例第三十六号)第九条の規定により、木材業者及び製材業者を次のとおり抹消した。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

(木材業者登録の抹消)

抹消年月日	登録番号	住所及び氏名	抹消の理由
平成十三年 八月 十日	A一〇〇一五	(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名) 球磨郡水上村大字江代一九一九 半仁田合資会社 代表社員 半仁田 守	廃業のため

(製材業者登録の抹消)

抹消年月日	登録番号	住所及び氏名	抹消の理由
平成十三年 八月 十日	B一〇〇〇五	(法人にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名) 球磨郡水上村大字江代一九一九 半仁田合資会社 代表社員 半仁田 守	廃業のため

熊本県告示第八百六十二号

介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

【通所介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
永寿会デイサービスセンターはるかぜ 本渡市今釜町三千四百十一番地の	医療法人社団 永寿会	平成十三年十一月一日

公 告

熊本県公告第七百五十六号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

- 1 借入物品及び数量
 - 2 財務会計オンライン端末装置(二十八台) 一式
 - 3 借入物品の規格及び品質等 要求仕様書及び入札説明書による。
 - 4 借入期間 平成十四年一月一日から平成十七年十二月三十一日まで
 - 5 納入期限 平成十三年十二月二十六日
 - 6 納入場所 要求仕様書及び入札説明書による。
- 入札方法
- (一) 入札金額は、借借料一月当たりの借入代金で行う。見積もりに当たっては四十八月賃借料率で計算すること。
 - (二) 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (三) 要求仕様書及び入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得(昭和三十九年熊本県告示第四百二十号)の規定を準用する。

(四) 入札書は入札説明書に示す様式により作成すること。

二 入札参加資格

平成十三年二月二十三日熊本県告示第四百十三号(平成十三年度物品(電気通信機器類及びOA機器類)の借入れに係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等)により入札参加資格を有すると認められた者であること。

三 入札に参加できる者

二に掲げる入札参加資格を有する者で、納入しようとする物品の仕様を示す書類を平成十三年十一月二十一日午後五時十五分までに熊本県出納局会計課システム管理班へ提出し、審査を受け、承認を受けたことを証明する書類を提出した者

四 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

熊本県出納局会計課システム管理班(熊本県庁行政棟新館四階)

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三三三一一一 内線六三三二六、六三二七

2 入札説明書の交付

(一) 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

(二) 交付期限は、入札日の前日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十一月二十八日 午後二時

(二) 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十番七号 熊本県庁北側会議棟302共用会議室

4 入札書の提出方法

四の3記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札前日までに必着するよう郵送(書留郵便に限る。)すること。

五 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県出納局会計課システム管理班(熊本県庁行政棟新館四階)

郵便番号八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三三三一一一 内線六三三二六、六三二七

六 その他

1 入札保証金

入札に参加しようとする者は、入札執行の際に見積もった一月当たりの額に借入期間月数(四十八月)を乗じた額の百分の五以上の金額を四の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、入札保証金の

納付が免除される。

(一) 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 入札に参加しようとする者が、過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

2 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、落札金額に借入期間月数(四十八月)を乗じた額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

(一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二年の間に国(公団を含む。)又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき(その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)

3 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者のした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

4 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

5 最低制限価格

設定しない。

6 契約書作成の要否

要

7 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第七百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づき開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積

菊池郡菊陽町大字曲手字西原四八四番一

四百九十九・九八平方メートル

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊本市梶尾町二九五番地二一

山下 知紀

熊本市梶尾町二九五番地二一

山下 ゆかり

熊本県公告第七百五十八号

松橋町ほか六町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十八号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
松橋町	平成十二年度及び平成十三年度	大字竹崎の一部	地籍図	平成十三年十一月一日
砥用町	平成十二年度及び平成十三年度	大字早楠の一部	地籍簿	
菊鹿町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字下内田、長の各一部		
南小国町	平成十一年度から平成十三年度まで	大字中原の一部		
蘇陽町	平成十二年度	大字長崎の一部		

鏡町

平成十二年度及び平成十三年度
大字塩浜の全部

相良村
平成十一年度から平成十三年度まで
大字四浦の一部

熊本県公告第七百五十九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定に基づき公告する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 %	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所	更新した年月日
熊本県肥第一三七六号	消石灰	七三・〇消石灰	アルカリ分七三・〇		安田石灰工業株式会社 熊本市八代市花園町九番一四	平成十三年十一月二十五日

熊本県公告第七百六十号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 競争入札に付する事項

- 1 調達物品及び数量 くまもと県民交流館総合情報システム 一式
- 2 調達物品の規格及び品質等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 納入期限 平成十四年三月十五日
- 4 納入場所 くまもと県民交流館一階・九階・十階
- 5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消

費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

二 入札参加資格

物品の購入契約等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格審査要領（昭和三十三年熊本県告示第三百八十六号）に基づき必要な資格を得ている者

三 入札参加資格を得るための申請方法

1 申請の方法

二に掲げる入札参加資格のない者で入札を希望する者は、熊本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要な事項を記入のうえ、必要書類を添付し、次の場所へ提出すること。

2 申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県出納局用度課契約係

郵便番号八六一〇九五〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号（郵便番号八六一〇九五〇とした場合は、住所の記載は省略できる。）

電話 〇九六一三八三一一一 内線六三四五、六三四六、六三四八

四 入札に参加できる者

納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県教育庁社会教育課へ提出し、審査を受け、承認を得たことを証明する書類を提出した者

五 契約条項を示す場所等

1 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

三の2記載のとおりとする。

2 入札説明書の交付

一 入札に参加するために必要な関係書類その他入札に関する詳細な事項は、入札説明書による。

二 交付期限は、平成十三年十二月十九日までとする。

3 入札及び開札の日時及び場所

一 日時 平成十三年十二月二十日 午後一時三十分

二 場所 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号 熊本県庁舎本館十階第二共用会議室

4 入札書の提出方法

五の3記載の入札場所に、持参するものとする。ただし、持参できないときは、三の2記載の場所に平成十三年十二月十九日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

六 入札に関する事務を担当する部局の名称等

七 その他

三の2記載のとおりとする。

1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

2 入札保証金

見積もつた金額（消費税額及び地方消費税額を含む。）の百分の五以上の金額を五の3記載の入札の日時までに納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

一 入札に参加しようとする者が入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に保を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 入札に参加しようとする者が、過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項の種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

3 契約保証金

契約担当者が指定する日時までに、契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の一又は二のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

一 当該入札において、契約金額の百分の十以上の金額につき、保険会社との間に保を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

二 過去二箇年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項の種類及び規模をおおむね同じくする事項に係る契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらを誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。

4 入札の無効

本公告に示した競争入札参加資格のない者とした入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者とした入札その他入札説明書に記載する入札の無効に該当する入札は、無効とする。

5 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。

6 最低制限価格

- 7 契約書作成の要否
要
- 8 その他詳細は入札説明書による。
- 9 JICの調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受け
る。
- 8 Summary
- 1 Name and quantity of commodity:
All Around Information System for Kumamoto Kenmin Kouryuu Kan
One set
- 2 Deadline to send commodity:
March 15th 2002
- 3 Locations at which commodity will be used: Kumamoto Kenmin Kouryuu
Kan, 1st floor, 9th floor, 10th floor
- 4 Date and Place to submit bidding proposal: December 20th 2001, 1:30pm
Kumamoto Prefectural Office Building
(Main building 10F)
- 5 Deadline to submit bidding proposal by mail (recommendation only): December
19th 2001
- 6 Language and currency to be used for bidding: Japanese language and
currency only
- 7 Name of the department to be contacted with regard to this contract:
Contract Section, Purchasing Div.,
Treasury Bureau, Kumamoto Pref. Gov.
6-18-1 Suizenji, Kumamoto City,
Kumamoto Prefecture 862-0950 Japan
Tel. 096-383-1111 Ext. 6345, 6346, 6348

熊本県公告第七百六十一号

国菅川辺川地区第二工区（熊山団地）土地改良事業（区画整理・農地造成）施行に係る
換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に異議

を申し立てられたい。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 縦覧の期間 平成十三年十一月十二日から
平成十三年十二月十日まで
- 二 縦覧の場所 球磨郡山江村大字山田 一三三六番一
川辺川総合土地改良事業組合事務所
- 三 縦覧に供する書類の名称
 - 1 換地設計書
 - 2 各筆換地明細書
 - 3 清算金明細書
 - 4 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第七百六十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定に基づき、
国菅免田第三地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）計画
を変更したので、同条第六項で準用する同法第八十七条第五項の規定に基づき公告し、土
地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。
この土地改良事業計画につき異議があるものは、縦覧期間終了後十五日以内に申し立て
られたい。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 縦覧に供する書類の名称
国菅免田第三地区土地改良事業（農業用排水施設、農業用道路、暗渠排水、客土）
の変更計画書の写し
- 二 縦覧期間
平成十三年十一月十二日から平成十三年十二月十日まで
- 三 縦覧場所
免田町役場

熊本県公告第七百六十三号

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定に基づき、平成十三

年度林業種苗生産事業者講習会を次のとおり実施する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 実施の目的

種苗生産事業者に対して、種苗の生産流通等に関し、必要な知識を修得させること。

二 開催日時等

1 開催日時

平成十三年十二月三日 午前十時から

2 開催場所及びその所在地

熊本県林業研究指導所

熊本市黒髪八丁目二二二二

3 受付時間

午前九時三十分から午前九時五十分まで

三 講習科目及び講習時間

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

四 受講申込方法

所定の受講申込書に、林業種苗生産事業者講習手数料の額(一万四千元)に相当する熊本県収入証紙及び写真を貼り付け、平成十三年十一月二十六日までに熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に提出すること。

なお、既に納入した受講料は、返還しない。

五 その他

1 前記講習科目の全課程を修了した者には、修了証明書を交付する。

2 修了証明書を交付された者は、生産事業者の登録を受けることができる。

3 天災その他の理由により、開催日時、開催場所等を変更することがある。

4 不明な点は、熊本県林務水産部森林整備課又は各地域振興局林務課に問い合わせること。

熊本県公告第七百六十四号

平成十三年度における熊本県水産業改良普及員資格試験を次のとおり実施する。

平成十三年十一月九日

熊本県知事 潮谷 義子

一 試験の種類

熊本県水産業改良普及員資格試験

二 試験の日時及び場所

日 時

平成十三年十二月十日(月) 午前十時

場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号
熊本県庁行政棟本館十階第一共用会議室

三 受験資格

熊本県水産業改良普及員資格試験実施要項(昭和六十一年熊本県告示第六百九十八号以下「要項」という。)第三条に規定する受験資格を有する者とする。

四 試験の方法

試験は、筆記試験及び口述試験とする。

1 筆記試験は、水産業改良普及員として必要な技術及び知識について行うものとし、次の表の上欄に掲げる区分に従い、同表の中欄に掲げる必須項目及び同表の下欄に掲げる選択項目から選択した二項目について行う。

区 分	必須項目	選 択 項 目
要項第三条第一号に掲げる者(大学卒業業者等)についての試験	一 漁業経営 二 教育方法	沿岸漁業学、漁具学、漁法学、漁ろつ学、 漁場学、漁業資源学、水産機械学、漁獲物 処理法、水産製造学、水産生物学、水産増 殖学、水産土工学及び水族病理学
要項第三条第二号及び第三号に掲げる者(高等学校卒業業者等)についての試験	一 漁業経営、 生物、物理 又は化学の うちから一 項目	同右
二 教育方法		

五 受験手続

1 提出書類

- ・ 受験願書(要項別記第一号様式)
- ・ 履歴書(要項別記第二号様式)
- ・ 最終学校卒業証明書又は卒業見込み証明書
- ・ 要項第三条第二号の規定に該当する者にあつては、それぞれの職務に従事した期間につきその事実を証明する書類(要項別記第三号様式)。
- ・ 身体検査書

・ 写真（最近六か月以内に脱帽して正面から撮影した縦七センチメートル横六センチメートルのもので、裏面に氏名及び撮影年月日自書したもの）

・ 返信用封筒（受験志願者のあて名を明記して八十円切手をはったもの）

2 願書受付期間

平成十三年十一月九日から十一月二十九日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

なお、郵送の場合は、十一月二十九日までの消印のあるものを有効とする。

3 受験手数料 無料

4 提出先

〒八六二一八五七〇熊本市水前寺六丁目十八番一号熊本県林務水産部水産振興課

六 受験票の交付

熊本県水産業改良普及員資格試験審査委員会において、資格審査を行い、適格者に対して受験票を送付する。

七 合格発表

合格者の発表は、試験実施後一か月以内に本人に合格証書を交付し、かつ、その者の

受験番号を熊本県公報で公示する。

八 その他

試験についての問い合わせは、熊本県林務水産部水産振興課に照会すること。

電話 〇九六一三八三一一一一 内線五六九五

登 載 依 頼

熊本県幼児教育振興対策協議会公告第二号

第三回熊本県幼児教育振興対策協議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成十三年十一月九日

熊本県教育長 田 中 力 男

一 開催日時

平成十三年十一月二十一日（水）

午前十時から正午まで

二 開催場所

熊本市水前寺六丁目十八番一号

熊本県庁 行政棟本館五階五一共用会議室

発行所 熊本県
平成十三年十一月九日印刷
平成十三年十一月九日発行

三 議題

1 就学前教育に係る幼稚園教諭及び保育所保育士等の研修について

2 幼稚園と保育所との連携の推進について

3 幼稚園・保育所・小学校の連携の推進について

四 傍聴者の定員

十人

五 傍聴手続

1 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、事務局の指示により、会議の会場に入ることができる。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

六 問い合わせ先

熊本県幼児教育振興対策協議会事務局（熊本県教育庁義務教育課）
（電話〇九六一三八三一一一一 内線六七八六）

印刷所

熊本市国府四丁目一〇一
株式会社 秀巧社
電話（代）〇九六一二八六一三三二番